（主任行政相談官の職務）

第二百七十一条　主任行政相談官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うこと。

二　行政相談委員の意見に関すること。

附　則

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

［削る］

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

［削る］

（沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

［削る］

［削る］

第二百七十一条　削除

附　則

（管区行政評価局等の第一部等の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十三条第二項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（管区行政評価局等の第二部等の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十四条の規定の適用については、「並びに」とあるのは、「、復興庁並びに」とする。

（管区行政評価局等の第一部等の管理官の所掌事務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百四十七条第三号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例）

第十九条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十三条第一項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例）

第二十条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百七十条第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

別表第一（第二百五十九条関係）

千葉行政評価事務所　東京行政評価事務所　神奈川行政評価事務所　石川行政評価事務所　京都行政評価事務所　兵庫行政評価事務所

別表第二（第二百六十条関係）

岩手行政評価事務所　秋田行政評価事務所　山形行政評価事務所　茨城行政評価事務所　栃木行政評価事務所　群馬行政評価事務所　山梨行政評価事務所　富山行政評価事務所　岐阜行政評価事務所　三重行政評価事務所　福井行政評価事務所　滋賀行政評価事務所　奈良行政評価事務所　和歌山行政評価事務所　鳥取行政評価事務所　島根行政評価事務所　徳島行政評価事務所　高知行政評価事務所　佐賀行政評価事務所　大分行政評価事務所　宮崎行政評価事務所

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。